

2020 年度電気用品調査委員会事業計画

2020 年 3 月 25 日

電気用品調査委員会
事務局

1. 基本的な方針

電気用品調査委員会（以下、調査委員会という。）は、民間が自主的に運営する公正性、中立性のある組織として、わが国の電気製品・設備に関する規格・基準に、民間の技術的知識、経験等を迅速に反映すること、及び民間規格・基準の活用を推進することにより、わが国の電気製品・設備の安全を確保し、電気用品による危険及び障害を防止することを目的とし活動している。

2014年1月に施行された性能規定化に伴う電気用品の技術上の基準を定める省令（以下「省令」という）の改正に伴い電気用品に対する仕様規定は省令の解釈（以下、「解釈」という。）へ移行し、2014年1月6日付で「整合規格の電気用品安全法技術基準への適合性確認のプロセスの明確化」の審議官通達が経産省より出され、この中で「整合規格の提案者の要件」が明確にされた。

この省令改正を受けて、調査委員会は、IEC等の国際規格との整合性を図りJIS化した規格の解釈別表第十二への整合規格の採用を要望する整合規格の提案者として活動している。

2020年度は、引き続きIEC規格等の国際規格と整合を図ったJIS規格及び日本独自の電気用品に関する基準を規格化したJIS規格を整合規格として国へ整合規格としての採用の提案を行う。

また、事件事例調査等の調査研究活動を継続し、省令又は解釈等の改正が必要な場合には国に対し解釈の改正要望を行うとともに、調査委員会参加団体からの「電気用品の技術基準の解説」への解説改定又は追加要望について、当該解説の見直しを検討し、技術基準の理解を促進する活動を行う。

2. 委員会の活動

電気用品調査委員会の体制を図1に示す。また、調査委員会及び各部会における2020年度的主要な活動予定内容を以下に記す。

2.1 電気用品調査委員会

電気用品調査委員会は年3回の開催とし、開催時期は、7月、11月、及び3月を予定する。

7月の調査委員会では、2019年度の事業報告／決算及びIEC等の国際規格との整合性を図りJIS化した規格の解釈別表第十二への採用に係わる審議等を行う。11月の調査委員会では、各部会からの活動の中間報告、及び各部会で検討が終了した案件の審議を行う。来年3月の調査委員会では、2021年度の事業計画及び予算の審議を行う。

また各回の調査委員会では、製品・設備毎小委員会の活動状況の報告を合わせて行う。委員会で承認された解釈等に対する改正要望については、速やかに国の担当部署に提出する。

なお、電気用品の保安上の課題が生じ、緊急に検討を行う必要がある場合は、上記の開催計画にかかわらず委員会の開催または書面審議を行う。

2.2 解釈検討第1部会（年3回の開催を予定）

解釈検討第1部会は、委員会の参加団体、委員又は他に部会からの依頼により電気用品の安全に係わる事項の調査・研究を行い、必要に応じ、省令又は解釈等の改正要望を検討する。

また、解釈別表第一～第十一の規程で、新たな解説が必要なものについては、国と調整し

解説案を作成する。

2.3 解釈検討第2部会（年3回の開催を予定）

解釈検討第2部会は、省令に適合する整合規格の整備のため、表1に示す解釈別表第十二への採用を要望する JIS 規格に関する調整を行う。2020 年度は、以下の JIS 規格等について国の電気用品の技術基準の省令への適合性の確認を行い、JIS 発行後の規格については、国へ採用要望の提出について調査委員会へ上程を予定している。

- (1) 小委員会承認後（JIS 発行前）：16 件
- (2) JIS 発行後（国への採用提案を予定する）：24 件

2.4 電波雑音部会（年2回の開催を予定）

電波雑音部会は、必要に応じて電気用品安全法解釈・解説における別表第十の見直し、及びそれらの解釈改正案についての検討を行う。

また、従来から規定されている電気用品の電波雑音の強さの許容値が近年の新しい製品や技術への対応が不十分であるため、技術基準省令の解釈別表第十から解釈別表第十二への基準の引用を主とした見直しの検討を開始する。初年度となる 2020 年度は最も状況変化が著しい照明器具分野について検討 WG を設置し作業を進める。

2.5 事件事例調査部会（年1回の開催を予定）

事件事例調査部会では、独立行政法人 製品評価技術基盤機構(NITE)で実施している電気用品の事件事例調査結果及び東京消防庁の火災の実態報告書等から、電気用品に係る原因の分析・評価を行う。

分析・評価の結果、抽出された項目で、省令上の対応が必要とされる事例について、解釈検討第1部会にその情報を提供する。

2.6 製品・設備毎小委員会

電気用品に係わる IEC 国内委員会に対応する小委員会として、当該 IEC 委員会の活動をフォローして活動状況を報告する。表2に製品・設備毎小委員会のリストを示す。

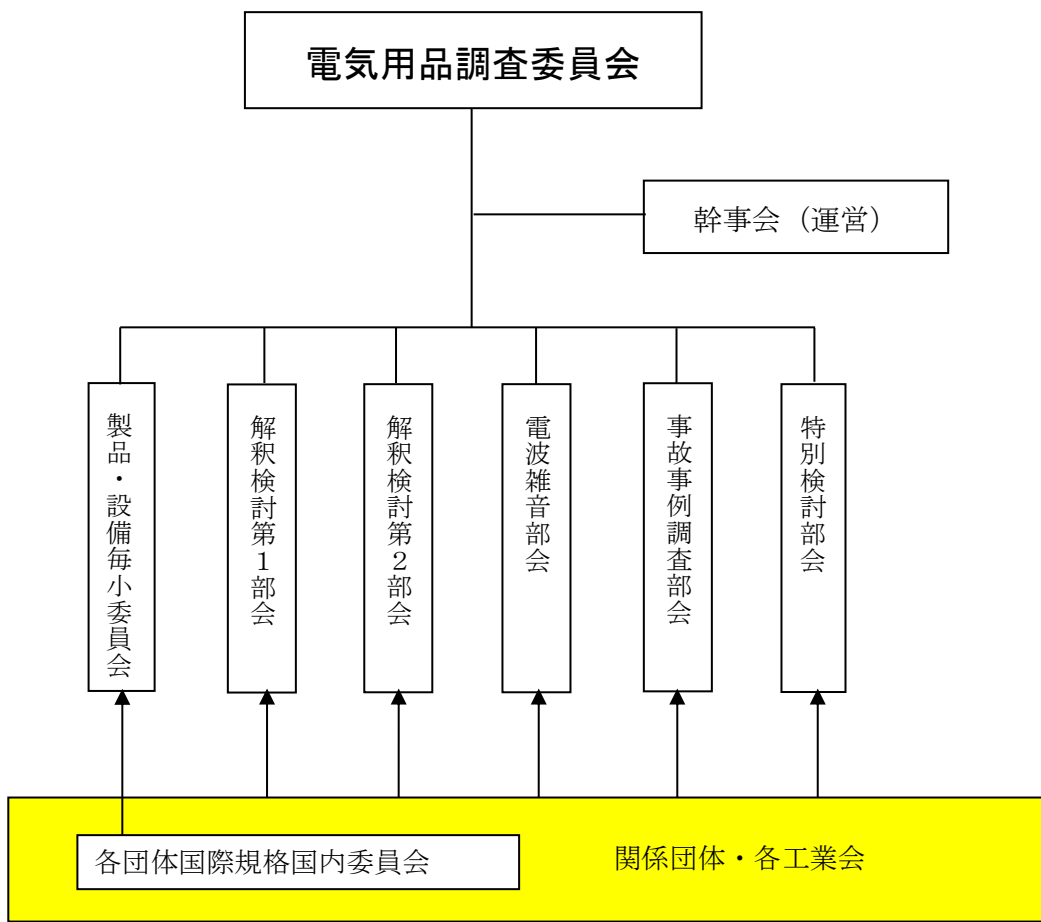


図1 電気用品調査委員会の体制

表1 2020年度 別表第十二採用 JIS/J規格等 審議計画(案)

2020/3/1 R2

担当団体	規格番号(仮)	対応IEC番号	タイトル	制定/ 改正等	2020年度 小委員会承認後の審議時期			2020年度 JIS発行後の審議時期		
					7月	11月	2021/3	7月	11月	2021/3
					第108回	第109回	第110回	第108回	第109回	第110回
1 溶接協会	JIS C 9300-1	IEC 60974-1	アーク溶接装置－アーク溶接電源	改正				○		
2 溶接協会	JIS C 9300-3	IEC 60974-3	アーク起動及びアーク安定化装置	改正				○		
3 溶接協会	JIS C 9300-5	IEC 60974-5	ワイヤ送給装置	改正			○			
4 溶接協会	JIS C 9300-6	IEC 60974-6	限定使用率アーク溶接装置	改正			○			
5 縫製工	JIS C 9335-2-28	IEC 60335-2-28	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2-28部:ミシンの個別要求事項	改正				○		
6 日冷工	JIS C 9335-2-89	IEC 60335-2-89	業務用冷凍冷蔵機器	改正	○					
7 日配工	JIS C 8282-2-5	IEC 60884-2-5	家庭用及びこれに類する用途のプラグ及びコンセント－第2-5部:アダプタの個別要求事項	改正						○
8 日配工	JIS C 4526-2-1	IEC 61058-2-1	機器用スイッチ－第2-1部:コードスイッチの個別要求事項	改正			○			
9 電池工業会	JIS C 8712	IEC 62133	ポータブル機器用二次電池	確認	○					
10 電池工業会	JIS C 8712-2	IEC 62133-2	アルカリ二次電池及びポータブル密閉形二次電池の安全要求事項－第2部:リチウムバッテリー	制定				○		
11 電線工業会	JIS C 3663-4	IEC 60245-4	定格電圧450/750 V以下のゴム絶縁ケーブル－第4部:コード及び可とうケーブル	改正	○					
12 電線工業会	JIS C 3667	IEC 60502-1	定格電圧1 kV～30 kVの押出絶縁電力ケーブル及びその附属品－定格電圧0.6/1 kVのケーブル	改正	○					
13 設備学会	JIS C 8462-1	IEC 60670-1	家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備の電気アクセサリ用のボックス及びエンクロージャー第1部:一般要求事項	改正				○		
14 設備学会	JIS C 8462-31	IEC 60670-31	家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備の電気アクセサリ用のボックス及びエンクロージャー第31部:電気安全の個別要求事項	廃止				○		
15 設備学会	JIS C 8471-1	IEC 61084-1	電気設備用ケーブルトランキング及びダクティングシステム－第1部:一般要求事項	改正	○					

表1 2020年度 別表第十二採用 JIS/J規格等 審議計画(案) (続き)

2020/3/1 R2

担当団体	規格番号(仮)	対応IEC番号	タイトル	制定/ 改正等	2020年度 小委員会承認後の審議時期			2020年度 JIS発行後の審議時期			
					7月	11月	2021/3	7月	11月	2021/3	
					第108回	第109回	第110回	第108回	第109回	第110回	
16	設備学会	JIS C 8471-2-1	IEC 61084-2-1	電気設備用ケーブルトランキング及びダクティングシステム—第2-1部:壁及び天井に取り付けることを目的とするケーブルトランキング及びダクティングシステムの個別要求事項	改正	○					
17	NECA	JIS C 4526-1	IEC 61058-1	機器用スイッチ—第1部:通則	改正					○	
18	NECA	JIS C 4526-1-1	IEC 61058-1-1	機器用スイッチ—第1-1部:機械スイッチ	制定					○	
19	JSA	JIS C 8283-1	IEC 60320-1	家庭用及びこれに類する用途の機器用ケーブル第1部:一般要求事項	改正	○					
20	JSA	JIS C 8283-2-1	IEC 60320-2-1	家庭用及びこれに類する用途の機器用ケーブル第2-1部:マシン用ケーブル	改正	○					
21	JSA	JIS C 8283-2-3	IEC 60320-2-3	家庭用及びこれに類する用途の機器用ケーブル第2-3部:IPX1以上の保護等級をもつ機器用ケーブル	改正	○					
22	JLMA	JIS C 8280	IEC 60238	ねじ込みランプソケット	改正		○				
23	JLMA	JIS C 8324	IEC 60400	蛍光灯ソケット及びスタータソケット	改正			○			
24	JLMA	JIS C 8147-1	IEC 61347-1	ランプ制御装置—第1部:通則及び安全性要求事項	改正			○			
25	JLMA	JIS C 8105-1	IEC 60598-1	照明器具 安全要求事項通則	改正		○				
26	JLMA	JIS C 8105-2-22	IEC 60598-2-22	非常時用照明器具	改正			○			
27	JEMA	JIS C 4220		小形交流電動機の安全	制定				○		
28	JEMA	JIS C 8201-2-1	IEC 60974-2	低圧開閉装置及び制御装置—第2-1部:回路遮断器(配線用遮断器及びその他の遮断器)	改正	○					
29	JEMA	JIS C 8201-2-2	IEC 60974-2	低圧開閉装置及び制御装置—第2-2部:漏電遮断器	改正	○					
30	JEMA	JIS C 8222	IEC 61009-1	住宅及び類似設備用漏電遮断器—過電流保護装置付き(RCBOs)	改正				○		

表1 2020年度 別表第十二採用 JIS/J規格等 審議計画(案) (続き)

2020/3/1 R2

担当団体	規格番号(仮)	対応IEC番号	タイトル	制定/ 改正等	2020年度 小委員会承認後の審議時期			2020年度 JIS発行後の審議時期			
					7月	11月	2021/3	7月	11月	2021/3	
					第108回	第109回	第110回	第108回	第109回	第110回	
31	JEMA	JIS C 9335-2-2	IEC 60335-2-2	真空掃除機及び吸水式掃除機	改正	○					
32	JEMA	JIS C 9335-2-5	IEC 60335-2-5	電気食器洗機	改正	○					
33	JEMA	JIS C 9335-2-13	IEC 60335-2-13	深めのフライなべ、フライパン及びこれに類する機器	改正						○
34	JEMA	JIS C 9335-2-14	IEC 60335-2-14	ちゅう房機器	改正						○
35	JEMA	JIS C 9335-2-15	IEC 60335-2-15	液体加熱機器	改正						○
36	JEMA	JIS C 9335-2-17	IEC 60335-2-17	毛布、パッド及びこれに類する可とう電熱機器	改正						○
37	JEMA	JIS C 9335-2-35	IEC 60335-2-35	瞬間湯沸器	改正	○					
38	JEMA	JIS C 9335-2-40	IEC 60335-2-40	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2-40部:エアコンディショナ及び除湿器の個別要求事項	改正					○	
39	JEMA	JIS C 9335-2-65	IEC 60335-2-65	空気清浄機	改正						○
40	JEMA	JIS C 9335-2-81	IEC 60335-2-81	足温器及び電熱マット	改正						○
41	JEMA	JIS C 9335-2-85	IEC 60335-2-85	ファブリックスチーマ	改正						○
42	JEMA	JIS C 9335-2-98	IEC 60335-2-98	加湿器	改正						○
43	JEMA	JIS C 9335-2-202		電気こたつ	改正	○					
44	JEMA	JIS C 9335-2-203		ハードあんか	改正	○					
45	JEMA	JIS C 9335-2-206		家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2-206部:電気乾燥機器の個別要求事項	改正					○	

表1 2020年度 別表第十二採用 JIS/J規格等 審議計画(案) (続き)

2020/3/1 R2

担当団体	規格番号(仮)	対応IEC番号	タイトル	制定/ 改正等	2020年度 小委員会承認後の審議時期			2020年度 JIS発行後の審議時期		
					7月	11月	2021/3	7月	11月	2021/3
					第108回	第109回	第110回	第108回	第109回	第110回
46 JEMA	JIS C XXXXX-X	IEC 62841-1	電動式手持形, 可搬形工具並びに芝生及び庭園用機械-安全性-第1部:一般要求事項	制定				○		
47 JEMA	JIS C XXXXX-X	IEC 62841-2-2	手持形電動工具, 可搬形電動工具及び芝生用並びに庭園用電動機械の安全性-第2-2部:手持形スクリュードライバ及びインパクトレンチ	制定				○		
48 JEMA	JIS C XXXXX-X	IEC 62841-2-4	手持形電動工具, 可搬形電動工具及び芝生用並びに庭園用電動機械の安全性-第2-4部:ディスク形以外の手持形サンダ及びポリリッシャ	制定				○		
49 JEMA	JIS C XXXXX-X	IEC 62841-2-5	手持形電動工具, 可搬形電動工具及び芝生用並びに庭園用電動機械の安全性-第2-5部:手持形丸のこの個別要求事項	制定					○	
50 JEMA	JIS C XXXX-X	IEC62841-2-9	電動式手持形, 可搬形工具並びに芝生及び庭園用機械-安全性-第2-9部:タッパの個別要求事項	制定						○
51 JEMA	JIS C XXXX-X	IEC62841-2-11	電動式手持形, 可搬形工具並びに芝生及び庭園用機械-安全性-第2-11部:ジグソー、レシプロソーの個別要求事項	制定						○
52 JEMA	JIS C XXXXX-X	IEC 62841-2-14	手持形電動工具, 可搬形電動工具及び芝生用並びに庭園用電動機械の安全性-第2-14部:手持形かんなの個別要求事項	制定					○	
53 JBMIA	JIS C 62368-1	IEC 62368-1	オーディオ・ビデオ, 情報及び通信技術機器-第1部:安全性要求事項	改正					○	
54 JBMIA	JIS C 62368-3	IEC 62368-3	オーディオ・ビデオ, 情報及び通信技術機器-第3部:通信ケーブル及び通信ポートを介する直流電力伝送の安全性要求事項	制定					○	
55 HAPI	JIS C 9335-2-27	IEC 60335-2-27	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性-第2-27部:光線による皮膚照射用装置の個別要求事項	改正				○		

※1 : 「小委員会承認後の審議」とは, 担当小委員会にて JIS 原案の審議を終了(承認)した段階(JIS が発行される前の段階)で行う審議のことを示す。

※2 : 「JIS 発行後の審議」とは, 別表第十二へ採用する予定の JIS が実際に発行された(=JIS の内容が実際に確定された)段階で行う審議のことを示す。

表2 製品・設備毎の小委員会リスト

小委員会名	担当分野	所管団体(事務局)	小委員会名	担当分野	所管団体(事務局)
第1	用語	(一財)日本規格協会	第55	巻線	(一社)日本電線工業会
第2	回転機	(一社)電気学会	第59	家庭用及びこれに類する電気機器の性能	(一社)日本電機工業会
第3	情報構造及び要素, 識別及びマーキング原則, ドキュメンテーション及び図記号	(一財)日本規格協会	第61	家庭用電気機器の安全性	(一社)日本電機工業会
第7	架空電気導体	(一社)日本電線工業会	第65	工業プロセス計測制御	(一社)日本電気計測器工業会
第15	絶縁材料	(一社)電気学会	第72	自動制御装置	(一社)日本電機工業会
第17-2	低圧開閉装置及び制御装置住宅用遮断機	(一社)日本電機工業会	第76	レーザ機器の安全性	(一財)光産業技術振興協会
第17-3	低圧開閉装置及び制御装置組立品	(一社)日本電機工業会	第77	電磁両立性	(一社)電気学会
第20	電力ケーブル	(一社)日本電線工業会	第82	太陽光発電システム	(一社)日本電機工業会
(第21)	第21小委員会関連(リチウムイオン電池)	((一社)電池工業会)	第85	電磁計測	(一社)電気学会
第22	パワーエレクトロニクス	(一社)電気学会	第88	風カタービン	(一社)日本電機工業会
第23-1	プラグ, コンセント, スイッチ, コネクタ, カプラー, 電気エネルギー効率化製品等	(一社)日本配線システム工業会	第89	耐火性試験	(一財)日本規格協会
第23-2	電線管システム	(一社)電気設備学会	第96	1, 100V以下の変圧器, リアクトル, 電源ユニット等	(一社)日本電機工業会
第23-3	機器用スイッチ	(一社)日本電気制御機器工業会	第101	静電気	(一財)日本電子部品信頼性センター
第25	量及び単位	(一財)日本規格協会	第104	環境条件とその分類及び試験方法	(一財)日本規格協会
第26	電気溶接	(一社)日本溶接協会	第105	燃料電池技術	(一社)日本電機工業会
第31	爆発性雰囲気で使用する機器	(一社)日本電機工業会	第108	オーディオ・ビデオ, 情報技術, 通信技術分野における電子機器の安全性	(一社)ビジネス機械・情報システム業協会
第32-2	低圧・ミニチュアヒューズ	(一社)日本電機工業会			
第34	光源・ランプ, ランプ用口金・受金及びソケット, 光源・ランプ制御装置, 照明器具	(一社)日本照明工業会	第112	電気絶縁材料とシステムの評価と認定	(一社)電気学会
			第116	電動工具の安全性	(一社)日本電機工業会
第37-2	低電圧サージ防護デバイス(SPD)等	(一社)電子情報技術産業協会	IS070	携帯発電機	(一社)日本陸用内燃機関協会
第51	磁性部品及びフェライト材料	(一社)電子情報技術産業協会	※(一社)…一般社団法人, (一財)…一般財団法人 第21小委員会を(第21)としたのは, 一部(リチウムイオン電池)のみが電気用品の対象となるためである。		